（脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室）

第十条　（略）

2　脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。次号及び第十二条第二項において同じ。）の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものを除く。）。

二　（略）

三　我が国における温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出量及び吸収量の算定及び公表に関すること。

3～5　（略）

（地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室及びフロン対策室並びに事業監理官）

第十一条　（略）

2・3　（略）

4　脱炭素ビジネス推進室は、地球温暖化対策課の所掌事務に係る事業者が講ずるその事業活動に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する事務（環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関するもの（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二十二条に定めるところにより行うものに限る。）並びに温室効果ガス算定排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量をいう。）の算定、報告及び公表に関するものを除く。）をつかさどる。

5～8　（略）

（気候変動国際協力室）

第十二条　国際地球温暖化対策推進課に、気候変動国際協力室を置く。

2　気候変動国際協力室は、地球温暖化の防止に関する他国又は国際機関との交渉及び当該交渉に係る国際協力に関する事務をつかさどる。

3　気候変動国際協力室に、室長を置く。

（海域環境管理室）

第十五条　海洋環境課に、海域環境管理室を置く。

2・3　（略）

（削る）

（生物多様性戦略推進室及び生物多様性ビジネス推進室）

第十九条　自然環境計画課に、生物多様性戦略推進室及び生物多様性ビジネス推進室を置く。

2　生物多様性戦略推進室は、生物の多様性の確保に関する基本的な事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（野生生物課及び生物多様性ビジネス推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室）

第十条　（略）

2　脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものを除く。）。

二　（略）

三　我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量の算定及び公表に関すること。

3～5　（略）

（地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室及びフロン対策室並びに事業監理官）

第十一条　（略）

2・3　（略）

4　脱炭素ビジネス推進室は、地球温暖化対策課の所掌事務に係る事業者が講ずるその事業活動に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する事務をつかさどる。

5～8　（略）

（気候変動国際交渉室）

第十二条　国際連携課に、気候変動国際交渉室を置く。

2　気候変動国際交渉室は、地球温暖化の防止に関する他国又は国際機関との交渉に関する事務をつかさどる。

3　気候変動国際交渉室に、室長を置く。

（海域環境管理室及び企画官）

第十五条　海洋環境課に、海域環境管理室及び企画官を置く。

2・3　（略）

4　企画官は、命を受けて、海洋環境課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（生物多様性戦略推進室）

第十九条　自然環境計画課に、生物多様性戦略推進室を置く。

2　生物多様性戦略推進室は、生物の多様性の確保に関する基本的な事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（野生生物課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。